別表六(七) 令七・四・一以後終了事業年度分

特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

継続雇用者給与等支給額に係る要件	期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円	国内設備投資額に係る要件	国内設備投資額	9	円
	期末現在の常時使用する従業員の数	2	人		当期償却費総額 (26)	10	
	継続雇用者給与等支給額 (23の①)	3	円		特定税額控除規定の適用可否の判定 (1)≧10億円かつ(2)≧1,000人の場合又は(2)＞2,000人の場合において、(15)＞0のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき $(9) > (10) \times \frac{40}{100}$	11	該当 ・ 非該当
	継続雇用者比較給与等支給額 (23の②)又は(23の③)	4			同上以外の場合 $(9) > (10) \times \frac{30}{100}$	12	該当 ・ 非該当
	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)-(4)}{(4)}$ (((3)－(4))＜0又は(3)＝(4)＝0の場合は0)	5			産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定 $(9) > (10) \times \frac{40}{100}$	13	該当 ・ 非該当
	特定税額控除規定の適用可否の判定 (1)≧10億円かつ(2)≧1,000人の場合又は(2)＞2,000人の場合において、(15)＞0のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき ((5)≧0.01)又は((3)＝(4)＝0)	6	該当 ・ 非該当	所得金額に係る要件	当期の基準所得等金額 ((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」)＋(別表四付表「9の①」)＋(別表七の二「5」－「11」))×$\frac{}{\text{当期の月数}}$ (マイナスの場合は0)	14	円
	同上以外の場合 ((3)＞(4))又は((3)＝(4)＝0)	7	該当 ・ 非該当		前事業年度の基準所得等金額の合計額 ((前事業年度の月数調整前の(14))の合計) (マイナスの場合は0)	15	
	産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定 ((5)≧0.01)又は((3)＝(4)＝0)	8	該当 ・ 非該当		(14)≦(15)	16	該当 ・ 非該当

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算

		継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算	
		当期	前事業年度	前一年事業年度特定期間
		①	②	③
事業年度等	17		・　・ ・　・	・　・ ・　・
継続雇用者に対する給与等の支給額	18	円	円	円
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	19			
同上のうち雇用安定助成金額	20			
差引 (18)－(19)＋(20)	21			
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(17の③)の月数}}$	22			
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (21)又は((21)×(22))	23			円

当期償却費総額の計算

損益計算書に計上された減価償却費の額	24	円	当期償却費総額 (24)＋(25)	26	円
剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	25				